

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和2年12月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県が保有する（〇〇国営附帯事業）の北岸側に係る、ため池、3ヶ所に関する関係書類（〇〇北岸土地改良区及び、〇〇土地改良区農政局、との協議した資料及び全部）（以下「本件公文書1」という。）2. 県と国及び、〇〇南岸及び北岸に、施設管理移行手続き及び経緯経過が分かる書類（以下「本件公文書2」という。）3. ため池に接続する、県が工事（水路）に関する書類（以下「本件公文書3」という。）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和2年12月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和2年12月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年2月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為

### 2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類の中で、一部公開しているが、3つの調整池に関する書類の残りの書類を出せ。（財産調書）（評価額調書）（〇〇、〇〇があるはずであるの

で出せ。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている本件公文書1を平成31年3月6日に開催された国営〇〇地区〇〇幹線水質改善施設に関する打ち合わせ復命であると推測した。

上記について、〇〇総合県民局農林水産部〇〇庁舎（以下「農林水産部〇〇」という。）に確認したところ、平成31年3月6日の打合せには参加したが、打合せの内容から復命書を作成する必要がないと判断し、上司には口頭による報告を行ったものであり、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

本件公文書2については、国営〇〇農地防災事業に関して県と国から、〇〇南岸土地改良区及び〇〇北岸土地改良区に施設管理移行手続きを行った書類であると推測したが、施設管理移行手続きは行われていないため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

本件公文書3については、県による水質改善施設に接続する用水路工事に関する書類であると推測したが、当該工事については、国が施行しているため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                      | 内 容 |
|--------------------------|-----|
| 令和3年 2月 1日               | 諮問  |
| 令和7年 6月30日<br>第3部会（第21回） | 審議  |
| 同 年 7月29日<br>第3部会（第22回）  | 審議  |

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書1から本件公文書3までと特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「本来あるべき書類の中で、一部公開しているが、3つの調整池に関する書類の残りの書類を出せ。財産調書、評価額調書、〇〇、〇〇が

あるはずであるので出せ」と主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び保有の有無について検討する。

## 2 本件対象公文書の特定及び保有の有無について

### (1) 公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件公文書を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、本件公文書と特定したことについては、不合理な点はない。

### (2) 公文書の保有の有無について

#### ①本件公文書1について

実施機関の弁明によると、本件公文書1については、平成31年3月6日の打合せには参加したが、打合せの内容から復命書を作成する必要があると判断し、上司には口頭による報告を行ったものであり、文書は保有していないとのことである。

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）第10条第3項では、「職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口頭をもつてその概要を報告するとともに、週休日、休日及び代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを提出しなければならない。ただし、上司の承認を得たときは、復命書の提出を省略することができる。」と規定されている。

そうすると実施機関の職員が打合せに参加した結果、打合せの内容を口頭により上司に報告を行い、上司の承認を得て復命書の提出を省略したとの実施機関の説明は不自然ではない。

#### ②本件公文書2について

実施機関の弁明によると、本件公文書2については、〇〇南岸土地改良区及び〇〇北岸土地改良区への施設管理移行手続きは行われていないため、文書は保有していないとのことである。

当審査会において確認したところ、本件請求当時、〇〇南岸土地改良区及び〇〇北岸土地改良区への施設管理移行手続きは行われていないことから、本件公文書2を作成又は保有していないとしても不自然ではない。

#### ③本件公文書3について

実施機関の弁明によると、本件公文書3については、当該水質改善施設に接続する用水路工事は、国が施行しているため、文書は保有していないとのことである。

当審査会において確認したところ、当該用水路工事については、中国四国農政局により工事が施行されることが確認できたことから、本件公文書3を作成又は保有していないとしても不自然ではない。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名    | 職 業 等        | 備 考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授 |     |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士          | 部会長 |
| 田中 里佳  | 公認会計士、税理士    |     |
| 橋本 正成  | 弁護士          |     |